

★政治倫理結果報告について

次のとおり政治倫理審査が行われました。

審査請求年月日

平成 30 年 10 月 19 日(金)

請求者

・議員 天野利夫 ・議員 板倉保秋 ・議員 藤江喜美子

審査を求める議員の氏名

鈴木孝昌 議員

遵守義務違反の内容

- (1)9 月定例議会最終日、副議長不信任決議案の提案理由での本会議場においての虚偽発言と疑われる発言の検証
- (2)不法建築(確認申請、その他に関して)の説明責任と検証
(都留市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号)

政治倫理審査会委員

委員長 谷垣喜一
副委員長 藤本明久
委員 国田正己
小澤 眞
志村武彦

開催日時

- 第 1 回 平成 30 年 10 月 26 日 10 時～
- 第 2 回 平成 30 年 10 月 30 日 10 時～
- 第 3 回 平成 30 年 11 月 2 日 10 時～
- 第 4 回 平成 30 年 11 月 6 日 10 時～
- 第 5 回 平成 30 年 11 月 12 日 10 時～
- 第 6 回 平成 30 年 11 月 16 日 10 時～
- 第 7 回 平成 30 年 11 月 21 日 10 時～
- 第 8 回 平成 30 年 11 月 30 日 10 時～
- 第 9 回 平成 30 年 12 月 4 日 13 時 30 分～
- 第 10 回 平成 30 年 12 月 6 日 13 時 30 分～
- 第 11 回 平成 30 年 12 月 10 日 13 時 30 分～
- 第 12 回 平成 30 年 12 月 13 日 10 時～

審査の結果

別紙のとおり(審査結果 PDF)

平成30年12月21日

都留市議会議員政治倫理審査会報告書

都留市議会議長 小俣 武 様

都留市議会議員政治倫理審査会

委員長 谷垣 喜一 ㊟

本審査会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので都留市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき報告します。

審査請求対象議員	鈴木孝昌
審査の結果	都留市議会政治倫理条例第3条第1項第1号の「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定する政治倫理基準の遵守義務違反と認め、同条例第9条第3項第4号に規定する「議員辞職勧告」の措置とすることが適当である。
理由	(1)については、「発言自由の原則」はあるものの、特に議場での発言は非常にその責任は重いものであり、発言の際には事実確認をした上で、慎重かつ責任を持って行うことが議員としての責務と考える。 (2)については、資料によると建築士が建築に必要な証明書を偽造したとして、有印公文書偽造で在宅起訴されたとの新聞報道があったが、この報道の建物が当該議員のものではないかとの疑惑が持たれていた。審査を進める中で、この建物が当該議員のもものと確認されたが、施主である当該議員からは、これまで何の説明もされていなかった。このことは、政治倫理条例第2条第3項の「議員は、政治倫理に反する事実があると疑いを持たれたときは、自らその疑惑を解明し、市民及び議会へ説明するとともに、その責任を明らかにしなければならない。」と規定する「議員の責務」が果たされていなかった。 以上のことを総合的に勘案し、採決したところ上記の審査結果に至った。

備 考	<p>特に(2)において、当該議員が建築士の不正に関与していたか否かについては、審査会の権限外であるとの認識の下に、新聞報道があったことについての説明責任が同条例上あるものと判断した。</p> <p>また、審査の過程において当該議員に対し、新聞記事に至った経緯等の資料の提出と説明を求めたが、資料の提出も説明もなかったため、同条例第10条第2項の規定により公表する。</p>
-----	---